

氷見市不妊治療費助成事業のお知らせ

令和4年4月以降に特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を開始されたご夫婦を対象に治療に要した費用の一部を助成します。



【対象者】 以下の条件を全て満たしているご夫婦

- 1 令和4年4月1日以降に特定不妊治療を開始され、特定不妊治療を行った期間及び申請日において夫婦（事実婚含む）の両方またはいずれか一方が氷見市に住所を有すること
- 2 特定不妊治療を受けた期間の初日における妻の年齢が43歳未満
- 3 医療保険に加入していること
- 4 対象者及び同一世帯員が市税を滞納していないこと

【助成金額と助成対象治療】

令和4年4月1日以降に開始された下記の特定不妊治療に応じて1年度あたり50万円を上限として助成します。

助成の対象となる治療：下記の の部分に対して助成します。

- ①保険診療及び先進医療（タイムラプス、SEET法等）における特定不妊治療への助成（43歳未満）
※先進医療については、厚生労働省の認定を受けている医療機関に限ります。



- ②保険外診療（全額自己負担）で実施された特定不妊治療への助成（40歳未満の通算7回目以降）



※富山県特定不妊治療費助成事業の回数制限の規定により対象外となる治療についても氷見市の助成対象となります。

【申請期限】

治療が終了した日（1回ごとの治療の終了日）から1年以内に申請してください。

※申請期限を過ぎると助成を受けることができません。

※申請書類に不備がある場合は受付できません。書類がそろって氷見市健康課に提出された日を申請日として受け付けますので、書類の内容をよく確認のうえ、提出くださいますようお願いいたします。

※申請の流れは裏面を参照してください。

【申請の流れ】

①制度の要件を確認

不妊治療における要件は、医療機関、治療内容、治療開始時における妻の年齢により異なります。ご自身の状況や希望する治療が助成対象になっているかご確認ください。

②高額療養費の限度額適用認定証の用意

高額療養費や付加給付金制度にて給付された額を除いた自己負担額が助成の対象となります。加入している健康保険から高額療養費の限度額適用認定証の交付を受けてください。限度額適用認定証の用意のないまま医療機関にて支払いされた場合は後日、ご本人で加入する健康保険に償還払いの手続きが必要となります。その場合、決定通知書の発行までに時間がかかる場合がありますのでお早めに手続きをしてください。申請方法は健康保険によって異なりますので加入している健康保険にご確認ください。

③医療機関で特定不妊治療を受ける

領収書・明細書の原本は申請に必要ですので、保管してください。

④治療終了後、市へ申請する

必要添付書類を添えて市へ申請してください。



【必要添付書類】

| | |
|---------------------------|---|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none">氷見市特定不妊治療費助成金交付申請書（夫婦それぞれ自署してください）氷見市特定不妊治療費助成事業受診証明書（医療機関に記入を依頼してください）医療機関発行の領収書・明細書（原本）同意書 |
| 保険診療の場合 | <ul style="list-style-type: none">健康保険証の写し高額療養費の限度額適用認定証、高額療養費支給決定通知書、医療保険各法に規定する付加給付金等控除額が確認できるもの |
| 富山県特定不妊治療費助成事業による助成を受けた場合 | <ul style="list-style-type: none">富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し（この場合、氷見市不妊治療費助成事業受診証明書は不要です）富山県特定不妊治療費助成承認決定通知書の写し |
| 夫婦別世帯の場合 | <ul style="list-style-type: none">戸籍謄本 |
| 事実婚の場合 | <ul style="list-style-type: none">事実婚関係に関する申立書 |

【申請窓口・問い合わせ】



氷見市市民部健康課 TEL 74-8062 FAX 74-8257
氷見市中央町12番21号（氷見市いきいき元気館 内）